

平成18年度長野市地域包括支援センター募集要領(案)

長野市地域包括支援センターの設置法人を以下のとおり募集する。

地域包括支援センターでは、介護保険法(平成9年法律第123号 以下「法」という。)第115条の38第1項第2号から第5号に定める包括的支援事業(以下「包括的支援事業」という。)及びこの要領に規定する事業を実施する。

1 参加資格

市内で在宅介護支援センターを設置運営している法人

2 センターの設置数および担当区域

(1) 設置数

市内6箇所

直営の地域包括支援センター(北部、中部、南部)の担当地域にそれぞれ2箇所設置する。

(2) 担当区域

以下の保健福祉ブロックの区域とする。

ア 北部地域包括支援センター担当地域

三輪・吉田・若槻地区

古牧・朝陽・大豆島地区

イ 中部地域包括支援センター担当地域

第1・第2・浅川・芋井・戸隠・鬼無里地区

安茂里・七二会・小田切地区

ウ 南部地域包括支援センター担当地域

川中島・更北地区

松代・若穂地区

3 委託業務

(1) 包括的支援事業

ア 介護予防のマネジメント業務

イ 総合相談支援業務(高齢者の実態把握、介護保険外のサービスとの調整)

ウ 権利擁護業務(虐待相談・情報提供、ネットワークづくり等)

エ 包括的・継続的ケアマネジメント(支援困難なケースの対応などケアマネジャーへの支援)

(2) 介護予防教室・介護者教室開催事業

(3) 援助老人日常生活援助計画作成

(4) ブロックケア会議開催事業

ブロックケア会議及び地区ケア会議の庶務を担当している区域は、地域包括支援センターの運営法人が決定後、委託区域を基に変更する。

事業の詳細については、別紙「仕様書」、「長野市援助老人サービス事業実施要綱」、「長野市ケア会議要綱」及び「地域包括支援センター業務マニュアル」(平成17年12月19日、厚生労働省老健局発行)に準じる。

4 委託期間

委託期間は、平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの予定(業務の状況により変更する。)とし、契約は単年度の契約とする。

平成 18 年度の契約期間は、平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日とする。

5 事務所の設置

(1) 受託法人は、担当の区域内に事務所を設置する。(これに関わる経費は、受託法人の負担とする。)

(2) 長野市は、地域包括支援センターの事務所の設置に係る契約等に一切関与しないものとする。

6 設備

(1) 事務所には、必要なスペースを有する事務室、相談室を設けること。

(2) 軽易な相談に対応可能な受付カウンターを設けること。

(3) 地域包括支援センターの看板及び案内板等を設置すること。

(4) 電話、ファックス及びインターネット接続環境を構築し、地域包括支援センター専用で利用できる電話番号及び電子メールアドレスを取得すること。

(5) 地域包括支援センターに専用で使用する車両を配備し、目的、運行距離及び運転者氏名等を記載する使用簿を整備すること。

(6) これらに関わる経費は、受託法人の負担とする。

7 人員体制

センターに管理者を置くとともに、次に掲げる職員を常勤で配置するものとする。

ア 保健師または経験のある看護師 1人以上

保健師

経験のある看護師とは概ね3年以上の地域ケア・地域保健に関する業務の実務経験を有し、十分な業務の遂行能力がある者

イ 社会福祉士等 1人以上

社会福祉士

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者(経過措置)

ウ 主任ケアマネジャー 1人以上

実務経験を有するケアマネジャーであって、ケアマネジメントリーダー研修受講修了者でケアマネジメントリーダー実務(相談、地域のケアマネジャーへの支援等)に従事している者

概ね3年以上の実務経験を有するケアマネジャーであって、所属する事業所等で指導的立場にあるなど、地域のケアマネジャーに対する相談・支援業務の実力があると十分に認められる者

ケアマネジメントリーダー研修の未受講者については、別途、長野県で実施するケアマネジメントリーダー研修を平成18年度中に受講すること。

8 運営

- (1) 地域包括支援センターの名称は、市が指定する。
- (2) 地域包括支援センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。
 - ア 開設日は、月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び国民の休日（ 5 月 4 日 ）並びに 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
 - イ 開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 電話により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 開設時間においては、必ず 1 人の職員は事務室にのこり、相談業務に対応できる体制をとること。
- (5) センターの職員及び相談協力員は、当該高齢者及びその家族の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 業務内容

- (1) 本要領の 3 委託業務（ 1 ）から（ 4 ）までの事業
- (2) 法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防支援
 - ア センターを設置する法人は、法第 115 条の 20 第 1 項の規定に基づき指定介護予防支援事業者の申請を行い、介護予防支援を行う事業所をセンターとし、市の指定を受けることとする。
 - イ 法第 115 条の 21 第 3 項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、委託範囲、委託先については、事前に市と協議し、委託先を決定するものとする。
 - ウ 業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合においても、介護予防支援サービス計画原案の内容の確認、介護予防サービス計画に係る実施後の評価を適切に実施し、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に対し、助言・指導を行うとともに、業務の履行につき、不適切、重大な問題が認められる場合は、その内容を市に報告するものとする。

10 事業運営にかかる費用

- (1) 包括的支援事業の委託料
 - なお、委託料は、平成 18 年 9 月長野市議会定例会において、予算案が可決されてから正式に確定するので留意すること。
平成 18 年度については年間委託料の 3/12 の額とする。
初年度については、初度調弁費を加算する予定
- (2) 介護予防教室・介護者教室開催事業の委託料 1 回につき 30,000 円
- (3) 援助老人日常生活援助計画作成の委託料 1 件につき 8,500 円
- (4) ブロックケア会議開催事業の委託料 年間 18,000 円
 - ただし、平成 18 年度の委託料については、在宅介護支援センターの実績を勘案し、決定する。
- (5) 介護予防支援
 - 法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防支援の報酬
指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託した場合の実質収支は以下のとおりとなるので留意すること。

介護予防支援の対象者が

1 回目である場合 報酬 6,500 円 - 委託料 6,100 円 = 400 円

2 回目以降である場合 報酬 4,000 円 - 委託料 3,600 円 = 400 円

11 応募方法

(1) 提出書類

次の書類を原本 1 部、副本（原本の写し 1 部）を提出すること。

- ア 長野市地域包括支援センター応募申請書（様式 1）
- イ 地域包括支援センター設置及び運営に関する事項（様式 2）
- ウ 地域包括支援センター設置内容（様式 3）
- エ 地域包括支援センター設置場所の位置図（様式 4）
- オ 地域包括支援センター内の平面図（様式 5）
- カ 地域包括支援センターの設置内容がわかる写真（様式 6）
- キ 法人が長野市内で提供している介護サービスの状況（様式 7）
- ク 地域包括支援センター従事予定者の採用計画（様式 8）
- ケ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）
- コ 法人の定款、寄付行為、規約
- サ 法人の財務状況に関する書類（資金収支計算書、貸借対照表）
- シ 法人代表者履歴及び役員名簿
- ス 地域包括支援センターの収支予算書（18年度）

原本は、書類がわかるように右側にインデックス（ア～ス）を付けること。副本は全て片面で印刷し、インデックスは不要とする。（副本はクリップ止めで提出のこと。）

(2) 応募書類の提出場所

長野市保健福祉部介護保険課 介護予防担当（市役所第二庁舎 1 階）

(3) 応募書類の提出期限

平成 18 年 8 月 21 日（月）

（土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに持参すること。）

12 選定方法

- (1) 応募締め切り後、長野市保健福祉部介護保険課で応募内容の審査を行う。なお、同じ担当地域に 2 法人以上から応募があった場合は、ヒアリングを実施し、候補者を選定する。
- (2) 応募書類及び評価等の資料を基に地域包括支援センター運営協議会に協議を依頼し、運営協議会の意見を基に、市で決定する。
- (3) 評価項目は別紙のとおりとする。

13 選定結果

結果については、平成 18 年 10 月上旬までに書面で通知する。

14 その他

- (1) 選考の結果、委託が決定となった法人の運営する在宅介護支援センターは地域包括支援センターの開設日をもって廃止する。なお、長野市と平成 18 年 4

月1日付けで契約している「地域包括支援センター事業等委託契約」については、平成19年1月1日をもって契約を解除し、解除日の業務分までを清算する。また、年額支払済み分（在宅介護に関する総合的な各種相談等の基本事業費・事業用車両に関する経費・ブロックケア会議分）については月割り等をもって清算し、その差額分については長野市へ返還するものとする。

- (2) 今回応募しなかった法人及び選考の結果落選した法人は在宅介護支援センターの業務として契約している「地域包括支援センター事業等委託契約」については、継続するものとする。
- (3) 委託運営の地域包括支援センターは直営のセンターと協力し、担当地区の在宅介護センターを統括するものとする。なお平成19年度以降、担当地区内の在宅介護支援センターへの委託業務については担当地区を統括する地域包括支援センターが行うものとする。その場合の委託先、委託内容、委託料等については別に協議するものとする。
- (4) この要領及び法令等に定めのない事項は、別に長野市より指示するものとする。

15 問い合わせ先

長野市保健福祉部介護保険課 介護予防担当
電話 026 - 224 - 7873

附 則

この要領は、平成18年7月 日から施行する。

地域包括支援センター設置法人評価基準

[評価]

評価 評点	大変良い	良い	普通	やや不十分	全く不十分
20	20	15	10	5	0
10	10	7	5	3	0

評価項目	配点	評価点
1 設置及び運営に関する事項	110	
設置の趣旨及び運営方針	(20)	()
運営体制、緊急時連絡体制	(20)	()
中立性、公平性の確保の考え方、取組	(20)	()
地域との連携体制及び地域ケアの取組状況	(20)	()
介護予防の効果を高めるために必要な視点・取組	(20)	()
個人情報保護の措置	(10)	()
2 設置場所	20	
センターの場所の利便性	(10)	()
センターの建物の状況	(10)	()
3 従事予定者の採用計画	10	
従事予定者の採用計画	(10)	()
4 法人の経営状況	10	
法人の経営状況	(10)	()
合 計	150	